

国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法の一部を改正する法律案

(国会法の一部改正)

第一条 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「政務次官及び」を「副大臣及び副長官、政務次官、内閣総理大臣秘書官及びその他の國務大臣の秘書官並びに」に改める。

第四十二条第二項中「及び政務次官」を「副大臣及び副長官、政務次官並びに内閣総理大臣秘書官及びその他の國務大臣の秘書官」に改める。

「第七章 國務大臣及び政府委員」を「第七章 國務大臣等の出席発言」に改める。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条 内閣官房副長官、副大臣及び副長官並びに政務次官（以下「内閣官房副長官等」という。）

並びに人事院総裁及び公正取引委員会委員長は、内閣総理大臣その他の國務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

第七十条、第七十一条、第七十三条及び第九十六条中「國務大臣及び政府委員」を「内閣総理大臣その

他の国務大臣、内閣官房副長官等、人事院総裁及び公正取引委員会委員長」に改める。

第二百二条の五中「第三十八条、第四十七条第一項、第六十七条及び第六十九条」を「第四十七条第一項及び第六十七条」に、「」とあるのは「参議院の緊急集会」を「の議決」とあるのは「参議院の緊急集会の議決」に改め、「、」を削る。

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「別表第一」を「別表」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(副大臣及び副長官)

第十六条の二 各省に副大臣二人を置き、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁に副長官二人を置く。

2 副大臣及び副長官(以下「副大臣等」という。)は、その機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理し、並びにあらかじめその機関の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務

を代行する。

3 各副大臣等の行う前項の職務の範囲及び職務代行の順序については、その機関の長たる大臣の定めるところによる。

4 副大臣等の任免は、その機関の長たる大臣の申出により、内閣においてこれを行う。

5 副大臣等は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失つたときに、これと同時にその地位を失う。

第十七条第一項中「一人」を「六人以内」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「その機関の長たる大臣を助け、」を「命を受けて、その機関の所掌事務に関する重要な」に、「処理し、並びにあらかじめその機関の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する」を「処理する」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「政務次官が一人置かれた省においては、」及び「及び職務代行の順序」を削り、「その省」を「その機関」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前条第四項及び第五項の規定は、政務次官について準用する。

第十七条第五項及び第六項を削る。

別表第二を削り、別表第一中「別表第一」を「別表第一（第三条関係）」に改め、同表を別表とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

（議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正）

第二条 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同条第二号中「政府委員及び」を削り、同条第三号中「（前号に掲げる者を除く。）」を削る。

（国家公務員法の一部改正）

第三条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 副大臣及び副長官

(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正)

第四条 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び政務次官」を「副大臣及び副長官、政務次官並びに内閣総理大臣秘書官及びその他の国务大臣の秘書官」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第五条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「内閣総理大臣補佐官」の下に「副大臣若しくは副長官」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 副大臣及び副長官

第一条第十七号中「秘書官（」の下に「第三条第二項を除き、」を加える。

第三条第二項中「内閣総理大臣補佐官」の下に「並びに内閣総理大臣秘書官及びその他の国务大臣の秘書官」を加える。

「内閣官房副長官

別表第一中「内閣官房副長官」を 副大臣 に改める。

副長官 「

（公職選挙法の一部改正）

第七条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第一号中「及び政務次官」を「、副大臣及び副長官並びに政務次官並びに内閣総理大

臣秘書官及びその他の国务大臣の秘書官（国会議員である者に限る。）」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第八条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「という。」の下に「、防衛庁副長官」を加え、同条第五項中「長官」の下に「防

「衛庁副長官」を、「防衛政務次官」の下に「長官の秘書官（国会議員である者に限る。）」を加える。

理由

行政各部における内閣総理大臣その他の国务大臣に対する補佐体制の充実を図るため、副大臣及び副長官を設置し、政務次官を増員する等の措置を講ずるとともに、政府委員の制度を廃止し、国会において出席及び発言をすることができざる者を、内閣総理大臣その他の国务大臣のほか、内閣官房副長官、副大臣及び副長官並びに政務次官等に限ることにより、国会における審議の活性化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約五億六千万円の見込みである。